

副記

賞書

- 一、工賃十五銭値下ケノコト
- 二、將來工賃凶悪ハ相互協議ノ上安其施ノ事
- 三、臨時職工二名ハ本職工トス
- 四、將來仕事ノ都合ニ依リ臨時職工ヲ使用スルモ其ノ仕事限リトスルコト
- 五、現從業職工ニ對シテハ志ケ月金參十円ヲ保証スルコト
- 但シ(1) 借入金額ハ工賃志ケ月三十円ニ滿タザル場合其ノ不足額ヲ貸與スルコト
- (2) 前項ノ貸與金ハ四週ノ工賃保証額以テノ收メアリタル時ハモリ差引計算スルコト
- (3) 一身ニ都合合ハルコト三月以上欠勤シタル時ハ保証金無効トス、尚且今日當ハモリ廢止ス
- 六、年費費用ハ六百円ヲ支給スルコト、但シ支拂ハ事實書交機後十日以内トス
- 右三通ヲ作製シ省事者各一通宛トシテ保持スルコト

工場主 小島 熊 吉  
 職工代表 海老原 宗 年  
 組合代表 池田 勤 布



勞秘第三三九一號

昭和七年十月二十八日

警視總監 藤 沼 庄 平

内務大臣 山 本 達 雄 殿  
 社 會 局 長 官 殿

勞務理事

労働課長

小島友禪工場ノ勞働争議ニ關スル件

標記労働争議ハ其ノ後特殊ノ行動ナク勞資ノ交渉ヲ進メツ、ア  
 リタルカ十月二十一日從業員代表池田恭而ハ工場ニ於テ事業主  
 ト會見ノ結果從業員側ハ職工海老原廣外十九名ノ解雇ヲ承認シ  
 事業主ハ解雇手當金七十圓ヲ支給スルコトトシテ妥協成立シ別  
 記覽書ヲ交換圓滿解決セリ  
 右及申(通)報候也

7. 11. 1  
 4428

係